

平成27年度

事業計画書

〔平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで〕

平成27年度事業計画

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

I 事業の目的

愛知県農業の永続的な発展と魅力ある地域社会の形成をめざし、農業者の創意工夫を活かした取り組み等を積極的に支援、促進することにより、愛知県の農業・農村の振興に寄与する。

具体的には、今後の農業振興の方策を明らかにするための調査研究活動や、愛知県農業の実態や生産者の思いを伝えることによる県民・消費者の農業理解を促進する取り組み、また、園芸優良種苗の供給事業や農業生産の低コスト・高付加価値化のための営農技術の開発・普及、農産物のブランド化、新規産品開発の取り組み等に要する経費に対し助成を行う。また、愛知県農業・農村の振興に尽力し、その功績が特に顕著で他の模範となるものを表彰するほか、農業者やその関係者の様々な活動を積極的に支援する。

また、高齢化などによりリタイヤする農家の農地を地域の農業生産の担い手に集約することにより、農業経営の規模拡大と農用地の有効活用を促進し、農業の生産性向上をめざす。

II 事業の内容

1. 助成事業

(1) 農業・農村調査研究事業

農業を取り巻く環境の変化が、農業・農村に及ぼす影響を調査し、今後の農業振興の方策を明らかにする研究に要する経費への助成を行う。

対象者：産学官共同チーム（大学、農業団体、民間企業、NPO、県等）

(2) 農業理解促進事業

① 愛知県の農業に対する県民の理解を深めることを目的とした広報資料の作成および配布に要する経費への助成を行う。

対象者：農業者等が組織する団体、公共団体

② 県民の農業への理解促進を図るための農作業体験活動等の取り組みに

要する経費への助成を行う。

対象者：農業者等が組織する団体、公共団体

(3) 食育推進事業

小中学校生や消費者グループ等の農業と食に対する理解を深めるための出前授業等の食育推進活動に要する経費への助成を行う。

対象者：農業者が組織する団体

(4) 農業後継者育成事業

農業後継者のグループが経営管理能力、技術開発力等を養う事業に要する経費への助成を行う。

対象者：農業後継者のグループ

(5) 安全良質農産物安定供給事業

安全かつ良質な農産物の安定供給に資する次の事業に要する経費への助成を行う。

- ① 新品種、新技術の栽培展示及び調査
- ② 農業器資材の適合性調査
- ③ 生産振興支援活動でのモデル実証
- ④ 青果物の残留農薬分析、細菌及び食品成分等の検査、分析
- ⑤ 畜産物の抗生物質・抗菌剤、病原菌、食品成分等の検査、検査分析
- ⑥ 農家・消費者への情報の提供
- ⑦ マイナー作物への登録農薬のための調査分析

対象者：農業者が組織する団体

(6) 園芸優良種苗供給事業

園芸優良種苗の生産供給、生産指導などに要する経費への助成を行う。

- ① 優良種苗の生産供給（いちご、ふき、じねんじょ）
- ② 優良種苗の生産指導
- ③ 情報の収集・提供

対象者：農業者が組織する団体

(7) 環境と安全に配慮した農業推進事業

環境と安全に配慮した農業の推進に要する経費への助成を行う。

対象者：農業者が組織する団体

(8) 新農業ビジネスモデル推進事業

新規製品による産地振興等の農業の新しいビジネスモデルの開発を推進に要する経費への助成を行う。

対象者：農業者等が組織する団体

(9) 生産者の思いを伝える農業推進事業

「生産者の思いを伝える農業」と「いいともあいち運動」を推進する事業に要する経費への助成を行う。

対象者：農業者等が組織する団体

2. 農業功労者表彰事業

本県の農業・農村の振興に尽力し、その功績が顕著で、他の模範となるものを表彰することにより、後に続くものが自信と誇りを持ちその振興に取り組むことを助長し、もって本県の農業・農村の発展に資することを目的として農業振興功労者表彰事業を実施する。

賞の名称：愛知農業賞

3. 農地集積推進事業

農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資することを目的として、農地中間管理事業その他の農地集積の推進に関する事業を行う。

(1) 農地中間管理事業

① 農用地等についての農地中間管理権の取得

人・農地プランが作成されている地域を中心に、農地所有者や地域からの申請や、農地利用の効率化を図る際に必要な農地がある場合に、その所有者等と協議のうえ農地中間管理権を取得し農地を借り入れる。

目標面積：5,500ha

② 農地中間管理権を有する農用地等の貸付け

借り受け希望農家等を公募し、調査した上で、農用地利用配分計画を作成し、知事の認可を受けたうえ、農用地等を貸し付ける。(5,490ha)

③ 農用地等の改良、再生等利用条件の改善

借り受けた農地のうち、畦畔の除去による大区画化や耕作放棄地の再生等の利用条件の改善工事を実施する。(15ha)

④ 農用地等の維持管理

農地中間管理権を有する農用地等について、貸付けを行うまでの間、草刈り等の維持管理等を行う。(35ha)

(2) 農業経営基盤強化促進法の特例事業

効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、農地の売買事業を行う。
(1.1ha)

4. 事業の推進

(1) 助成事業については、県内の農業関係機関及び団体等に対し、事業の周知徹底を図るとともに、事業の審査等を行う運営委員会を開催し、助成基準の適切かつ有効な交付を進めるとともに、結果をホームページ等で公表し、事業の活用促進を図る。

(2) 功労者表彰事業については、県内の農業関係機関及び団体等から広く推薦を募り、審査委員会により公正な選考を行い、表彰式等でその功績を広く紹介する。

(3) 農地集積推進事業については、愛知県・市町村・農業委員会・農協等の関係機関と連携し協力を得ながら、県が定める「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」及び「農業経営基盤強化促進基本方針」に即して、当事業に積極的に取り組む。